

# 誰かに対する義務において要求は中心を成すか？

## ——不確実性と人類の負う義務の観点から——

Rowan Cruft, *Human Rights, Ownership, and the Individual*, Oxford University Press, 2019.

柴田 龍人

### 1. イントロダクション

権利の重要性を誰もが認める一方で、権利の本質はいまだに解明されていない。権利とそれに相関する義務は、何をすべきか、何をすべきはダメなのかを決める際に、決定的な役割を果たす。その点で、権利は「切り札」とであるとされる(Dworkin [1984])。一方で、権利の本質を巡る議論に決着は着いていない。権利とそれに相関する義務の本質の探究である権利論の問いとしては次のものが挙げられる。すなわち、権利義務はどのようにして生じ、なぜ生じるのか。義務に従わないことが重大なのはなぜか。権利を侵害することは、なぜその権利を保持する人に不正を働いたことになるのか。

数ある権利の中でも重要なのが人権である。なぜなら、人権は権利の部分集合であると同時に(Sangiovanni [2017: 179])、最高の規範的優先性を有する(Wenar [2013: 218])からだ。その点で、人権の理解のためにも権利の本質の理解が必要である。近年、人権の哲学的探求は社会的にも理論的にも重要性を増している(木山[2022: 2-10])。権利論から見た人権をめぐる問いとして、次のものが挙げられる。すなわち、人が人権を持つのはなぜか。人権を尊重するために、いかなる義務を誰が負うのか。

この問いに対して新たな答えを提示するのが、ローワン・クラフトの*Human Rights, Ownership, and the Individual (HROI)*である。クラフトは義務の「方向性」に注目する観点から自身の権利論を展開する。義務の方向性とは、

誰が誰に対して権利を持ち、義務を負うかということを示すものである。クラフトはこの方向性に基づく新たな理論である「権利の名宛説 [Addressive Theory of Rights]」を展開する(第一部)。そしてクラフトは、独自の人権論を展開し、立法などのルール制定がなくとも存在しうる自然的人権の正当化を行う(第二部)。

権利論には、主に二つの立場がある。すなわち、権利保持者の利益から権利を説明する利益説と、権利保持者の自由や選択から権利を説明する意志説である。しかし、両説ともに問題があるとされる。利益説には、権利保持者に利益を付与しない権利(判決を下す判事の権利など)を説明できないという問題がある。その一方で意志説には、意思能力のない存在の権利(動物や乳児の権利)を説明できないという問題がある。権利を巡る問いについて、両説ともに説得的な応答を提示できていない。それゆえ、従来の権利論は行き詰まりの様相を呈している(Duffel [2017: 187])。

この問題に第三の答えを提示するのが名宛説である。名宛説は、権利の説明を、権利保持者Xと権利に相関する義務を負うAという、義務の方向性が明示される形で行う。名宛とは、権利や義務、それらが命じる行為を「あなたに対するもの」「私のもの」という関係としてとらえることである。

それにより名宛説は、利益説と意志説それぞれの問題を解決する。権利保持者と義務を負う人の関係から権利を理解するので、名宛説は、

権利保持者に利益をもたらさない権利を説明できる。また、意思能力のない存在に対しても「あなた」として義務を名宛することで、名宛説は、意思能力のない存在の権利を説明できる。

名宛説は、権利論の行き詰まりを打破すると見込まれる点で注目に値する。もっとも、名宛説には問題点もある。本稿の目的は、クラフトが提示する名宛説の骨子を確認し(第二節)、その問題点を明らかにすることである。その問題点とは「要求〔demanding〕」が成立しない権利義務の形態が存在する点である。クラフトは要求を、全ての方向づけられた義務の中心的部分を成すものとして提示する。それにもかかわらず要求が成立しない事例がある。この点を明らかにするために、本稿は次の二つの事例を示す。第三節は、不確実性が伴う権利義務の事例で要求が成立しないことを示す。第四節は、クラフトの人権論における義務の負い手である「人類」に対する権利では、要求が成立しないことを示す。

## II. 名宛説の骨子

本節では名宛説の骨子を確認する。II.1節は名宛説における、義務の方向性が成り立つための形式的条件を確認する。その条件とは「私のあなたに対する」権利・「私のあなたに対する」義務という形式で権利義務を捉えることである。II.2節は、クラフトが全ての方向づけられた義務の中心にあると提示する「要求」の、名宛説における立ち位置を確認する。

### II.1 名宛に基づく義務の方向性の説明：名宛説の形式的条件

クラフトはまず、方向性のある義務とない義務を区別する。方向づけられた義務とは誰かに対して負われている義務であり、その侵害がその人に対する不正になる義務である。対照的に、方向づけられていない義務の侵害は特定の誰か

に対する不正を含意しない(pp. 11-12<sup>11</sup>)。

クラフトの名宛説は、義務が方向づけられていることを次のように説明する。

次の形式的条件が満たされる場合にある義務は、Aが負うXに対して方向づけられた義務となる。

Aが負うXに対する義務は、次の三つを形式的に要求する。第一に、Aが「私によって行われる」ものとして自身の行為を理解することである。第二に、Xが「私に対して行われる」ものとしてAの行為を理解することである。第三に、Aが「あなた(X)に対するもの」として自身の行為を理解することである(p. 64)。

義務の方向性は、義務の命じる行為が誰に対する行為であるかに応じて決まる。クラフトは、当事者らが行為を「誰の」「誰に対する」ものとして受け止めるかということを、人称的構想と呼ぶ(p. 45)。

またクラフトは、方向づけられた義務を負われている当事者が権利保持者となるかどうかは、その義務に関連する権能〔powers〕の内容と強さに応じて決まるとする。次の小節で検討する義務の履行の要求以外に、クラフトが挙げる権能としては次のものがある。すなわち、義務の履行の執行、補償の要求や執行、義務の解除、義務の侵害に憤ることなどである。方向づけられた義務を負われている当事者の中で、このような権能を多く持ち、強力な形で行使できる当事者は、権利保持者となる(pp. 80-83)。

### II.2 「XのAに対する」要求

次に、クラフトが全ての方向づけられた義務の中心を成すと提示する、「要求」を確認する。クラフトが提示する要求とは、相手が義務を負う事柄を行うよう呼び掛けることである(p. 42)。

クラフトは、全ての方向づけられた義務の中心には要求があるとする。クラフトはその理由を次のように提示する。すなわち、自分自身のための要求を行うことができれば、自身に対する義務がもたらす重大な立場を当事者が把握していると十分いえるからである(p. 40)。その立場の一つは、「私に対する」行為を義務が命じているという、形式的条件の第二の人称的構想を構成する立場である。

クラフトは要求と人称的構想の関係を詳述しているわけではない。ここで役立つのがボーウエンの分析である。ボーウエンは、要求と人称的構想を次のように分析する。すなわち、義務の命じる行為が自身に対する行為であることを認識しないまま私があなたに要求を行った場合、私はその義務を正しく評価していないことになる。人称的構想に沿わない私の要求は、第三者が行った要求と同じであり、義務の命じる行為の私にとっての重要性をあなたに認めさせることができない、と(Bowen [2021: 185])。この点で要求は、義務の方向性の中心を成す。

### Ⅲ. 要求が成立しない権利義務の形態①： 不確実性

クラフトの権利論における全ての方向づけられた義務で、要求は中心を成すことを確認した。それにもかかわらず、要求が成立しない事例が存在する。その一つは、義務の履行に不確実性が伴う事例である。本節は、このような場合に要求が成立しないことを示す。

義務の履行に不確実性が伴う事例として次の例が挙げられる。すなわち、私が競馬の当たり馬券(但し一枚だけで、全通りを買うことはできない)を買うという約束を、私があるにする場合である。この例で、私は当たり馬券を買う義務を負う。しかし、私は確実に当たり馬券を買うことはできない。なぜなら、馬券を当てることには不確実性が伴うからである。当たり

馬券を買うためには、私は馬券を買う必要がある。当たり馬券を買う確率を高めるために、私は予想を行うことができる。しかし、私は確実に約束を履行できるわけではない。なぜなら、私が約束を履行するためには、私の買った通りのレース結果がもたらされる必要があるからである。

不確実性を伴う義務の履行の要求は、要求の中心性に問題を提起する。その問題の一つは、義務を履行するための行為をした後だと、要求が成立しない点である。この時点だとあなたは、義務が履行されていないにも拘らず、要求を行うことができない。クラフトにとって、要求とは相手が義務を負う事柄を行うよう呼び掛けることであった(p. 42)。しかし、私が馬券を買い終わった後には、あなたは要求を行うことはできない。なぜなら、この時点では、義務履行のために私にできる行為は無いからである。義務を履行するよう求めるあなたの発言は、義務を負う事柄を行うよう私に呼び掛けていることにならない。

加えて、不確実性が伴う場合には、義務が命じる行為を行うことそのものを要求できない。要求できるのは義務の履行に関連する行為だけである。義務の内容は、「当たり馬券を買う」ことであった。しかしあなたは、「当たり馬券を買うこと」そのものを私に要求することはできない。当たり馬券を買うよう私に伝えることでああなたが実際に要求しているのは、当たり馬券を買うのに必要な「馬券の購入」や、当たり馬券を買う可能性を高める「予想」である。馬券を当てるには、私のコントロールできない状況の成立が必要であり、その状況を成立させるよう私に呼びかけることはできない。この点で、あなたの要求は、義務が命じる行為である「馬券を当てる」ことそのものを要求しているのではない。あなたの要求は、義務を負う行為を行うために必要な行為やその可能性を高める行為

を行うよう呼び掛けているにすぎない。

しかし、上述の義務は、その不確実性にも拘わらず、依然として方向づけられた義務である。あなたと私は、約束を通して権利義務を作り上げた。私は、当たり馬券を買うという行為を「あなたに対する私の」行為として理解する。あなたは、当たり馬券を買うという行為を「私に対するあなたの」行為として理解する。当たり馬券を買うことについての権利義務は名宛説の形式的条件を満たす。この点で、この義務も方向づけられた義務の一つである。

以上、要求が成立しない義務の形態の一つとして、不確実性を伴う義務を提示した。義務の履行のための行為を行った後、履行の成否を不確実性が左右する義務の形態がある。こうした義務において、この義務を負う人が履行に必要な行為や、履行の可能性を高める行為を行った後は要求を行うことができない。また、それらの行為を行う前の要求も、義務の履行そのものではなく、それらの義務の履行の可能性を高める行為を要求しているにすぎない。この点で、不確実性を伴う義務には、要求が成立しない場合が存在する。

#### IV. 要求が成立しない権利義務の形態②： 人類が負う義務

クラフトが標準化された権利論を構築すべく、議論の単純化のためにリスクや不確実性を捨象することは許容されるかもしれない。だがその場合でも、クラフトは要求が成立しない義務の形態に向き合わなければならない。要求の不成立の問題は、クラフトが第二部で展開した人権の正当化にも関わる。彼にとっての人権とは、個人の人間の善が主要な理由となって基礎づけることで自然的に生じる権利と、それを法制化した権利である(pp. 124, 150-151)。このクラフトの人権論において、要求が成立しない義務の形態が存在する。それは、「人類」が負う義務

である。

クラフトは、人権と相關する義務の負い手の一つは「人類」とであると論じる。クラフトは、このことを導く直観を次のように述べる。すなわち、ある人の生存や医療などへの自然的人権が侵害された際に人類が不正を働いたことは明白である、と。例えば、豊かな現代世界で飢え死にする人がいたなら、それは人類が働いた不正であるとクラフトは考える(pp. 154-155)。

クラフトは、この直観を補強するために二つの理由を提示する。第一に、人類が義務を負うとするのは、クラフトが人類を独自の共同体とみなすからである。それぞれの人間が人類という共同体の一部であり、その人類という共同体は行為可能であると、クラフトは述べる。しかし、義務の担い手としての人類がどういうものかについて、クラフトは答えを提示していない。第二に、人類が義務を負うのは、個人の人間の行為者を義務の担い手とする前提を、クラフトは疑うからである(pp. 155-156)。

クラフトは、自然的義務の担い手を人類とすることが非常に論争的であることを認める(p. 154)。この点に関する議論が論争的である理由の一端は、人類に要求を行えるかが不明瞭であるという点にあると考えられる。以下では、クラフトの要求の中心性と人権論を批判するために、何に対する要求が人類に対する要求になるのか分からないということを示す。

議論のために、クラフトの直観に従って「義務の不履行によって人類全体が不正を働いた」ということを認めたとしよう。しかし、そうだとすると、「人類全体に対して義務の履行の要求が可能である」ということは含意されない。なぜなら、何に要求すれば人類に対する要求になるのかが不明だからである。

何に要求を行ったとしても、それは人類に対する要求を含意しない。あなたが私に要求をしたとしても、それは人類に対する要求でなく、

私に対する要求に過ぎない。あなたが政府や国連に要求を行った場合も同様である。あるいは、SNSやメディアを通して要求を掲載することが人類に対する要求になるかもしれない。人類全員の一人ひとりが人類としてその要求を受け取るなら、あなたは人類に対する要求をしたことになるかもしれない。たとえそうだとしても、あなたの要求は人類に対する要求になったかはわからない。なぜなら、それは、人類の一人ひとりが人類として要求を受け止めたにすぎず、クラフトが考える共同体としての人類が受け止めたということを含意するわけではないからである。この点で、何に要求を行えば、人類に対して要求を行ったことになるかは明らかではない。

クラフトは、人類がどういう存在なのかを、より詳しく説明すべきであった。その点が不明瞭であるせいで、どのようにすれば人類に対して要求を成立させることができるのかも不明瞭になっている。そして、義務にとって中心的な位置を占めるはずであった要求は、人類が負う義務の場合に、曖昧なものとなっている。このことは、クラフトの要求の中心性と人権論の両

方に疑問を投げかける。

## V. 終わりに

以上、HROIの問題点を指摘した。その問題点とは、要求が成立しない方向づけられた義務があるという問題点である。本稿は、そのような義務の例として、義務の履行にリスクや不確実性が含まれる場合と、人権と関連する義務を人類が負う場合を提示した。この点が、名宛説の問題として挙げられる。

要求が成立しない事例の一つが、義務の履行に不確実性が伴う場合であった。履行に不確実性が伴う行為に関する権利義務は、これまでの権利論が十分な注意を払ってこなかった領域である(Placani et al. [2018: 356])。不確実性が提起する問題は、クラフトだけでなく権利論全体が取り組むべき問題である。なぜなら、我々の行為の多くが意図しない結果をもたらす不確実性を伴っているからである。このような行いを巡る問題に対峙し、不確実性を取り込みながら権利に対する理解を改訂することが、これからの権利論の大きな課題になるだろう。

## 註

1. 特に断りがなくページ数のみ表記しているものは、HROIからの引用である。

## 文献

Bowen, David (2021) "Addressing the Addressive Theory of Rights," *Journal of Applied Philosophy*, 39(2): 183-193.

Cruft, Rowan (2019) *Human Rights, Ownership, and the Individual*, Oxford: Oxford UP.

Duffel, Siegfried van (2017) "Adequacy Constraints for a Theory of Rights," in Mark McBride (ed.), *New Essays on the Nature of Rights*, Oxford: Hart Publishing, 187-202

Dworkin, Ronald (1984) "Rights as Trumps," in Waldron, Jeremy (ed.), *Theories of Rights*, Oxford: Oxford UP, 153-167.

Placani, Adriana et al. (2018) "Ethics and Risks: Approaches and Issues," *Ethical Perspectives*, 25(3): 355-361.

Sangiovanni, Andrea (2017) *Humanity without Dignity: Moral Equality, Respect and Human Rights*, Cambridge: Harvard UP.

Wenar, Leif (2013) "The Nature of Claim-Rights," *Ethics*, 123(2): 202-229.

木山幸輔 (2022) 『人権の哲学：基底的价值の探求と現代世界』 東京大学出版会.

受稿2022年9月6日／掲載決定2022年9月28日